

任意継続組合員制度について



退職後も2年間を限度として、医療給付等の短期給付について、在職中とほぼ同様の給付が受けられる制度です。



1 加入条件

- ① 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間があること。
- ② 退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を共済組合へ提出すること。

2 任意継続掛金額

次の①、②いずれか少ない額に掛金率を乗じた額

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 平均標準報酬月額（令和2年度は410,000円）

令和2年度の掛金率

84.20 / 1000 (短期)
14.98 / 1000 (介護) ※40~64歳該当

【参考】令和2年度任意継続掛金額(算定の標準報酬月額:410,000円の場合)

	掛金月額	掛金年額	
		毎月払い	年一括払い
短期掛金	34,522円	414,264円	405,582円
介護掛金	6,141円	73,692円	72,148円

給付・保健グループ 短期給付担当 017-734-9913

退職予定者に対する給付等の説明会開催のお知らせ

- 対象者 … 令和2年度末退職予定者
- 内容 … ①退職手当請求手続き等について
②退職後の医療給付等について
③年金について
④退職に伴う互助会手続きについて
⑤退職に伴う教育厚生会手続きについて

☆各会場とも開始時刻30分前より受付します。
☆会場により開始時刻が異なりますのでご注意ください。
※詳細については、令和2年10月21日付け青教職共第365号通知をご覧ください。



県民福祉プラザ(大・中研修室)	令和3年1月6日(水) 9:30~
むつ来さまい館(イベントホールB)	令和3年1月8日(金) 9:30~
プラザマリユウ五所川原	令和3年1月13日(水) 13:30~
藤崎町文化センター(多目的ホール)	令和3年1月14日(木) 9:30~
六戸町文化ホール(多目的ホール)	令和3年1月19日(火) 13:30~
南部町総合保健福祉センター ゆとりあ(大ホール)	令和3年1月20日(水) 9:30~

給付・保健グループ 年金担当 017-734-9913